

TOKYO Data Highway 戦略推進協議会設置要綱

令和2年1月24日31戦I企第1288号
改正 令和2年4月1日2戦I次第2号
改正 令和3年4月1日2戦I次第206号
改正 令和5年2月6日4デ推ネ第327号
改正 令和5年5月22日5デ推つ第97号

(設置)

第1条 「未来の東京」戦略を踏まえ、TOKYO Data Highwayの早期構築を中心課題に据えつつ「つながる東京」の実現に向けた意見交換を行い、今後の施策展開に反映することを目的として、「TOKYO Data Highway 戦略推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 協議会は、デジタルサービス局長が別途委嘱する委員をもって組織する。
- 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 必要がある場合、デジタルサービス局長が別途委嘱する委員を追加することができる。

(協議会の運営)

- 第3条 協議会には、座長を置き、座長が会の招集を行う。
- 座長は、協議会の事務を掌理する。
 - 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
 - 協議会に出席した者に対しては、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。
 - 協議会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第4条 座長は、TOKYO Data Highway 推進に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下に分科会を設置することができる。

(事務局)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、デジタルサービス局デジタルサービス推進部つながる東京推進課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項はデジタルサービス局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。